

青森県報

号外第三十一号

平成三十一年
三月二十九日
(金曜日)

目 次

規 則

○青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営課) ……一

○青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……一

○青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則……………(防災危機管理課) ……二

訓 令

○青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……三

○青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

○青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令……………(青少年・男女共同参画課) ……四

○青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令……………(防災危機管理課) ……四

規 則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 第二条第三項第二号に掲げる資金であつて森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十七条第四項に規定する林業経営者に対して貸し付けるものについての第二条第三項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「に支部長」の下に「、副支部長」を加え、「支部員は」を「副支部長は同表の当該支部の項の構成員の欄に掲げる地域県民局の地域連携部長をもつて充て、支部員は」に、「所属する出先機関の」を「所属の」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 副支部長は、支部長を助け、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
第十二条第一項中「支部長」の下に「、副支部長」を加え、同条第二項中「支部員の所属する出先機関の所掌事務」を「支部の所管区域」に改め、同条第三項中「あらかじめ支部長が指名する支部員」を「副支部長」に改める。

第十三条の見出し中「収集及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の災害に関する情報以外の」を「支部が収集した」に改め、「これを収集し、」を削り、同項を同条とし、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（支部の事務局）

第十三条 支部に、支部の事務を統括するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は支部長が地域県民局の地域連携部の職員のうちから指名し、その他の職員は支部長がその所属の職員のうちから指名するものとする。
別表を次のように改める。

別表（第九条、第十一条関係）

名称	位置	所管区域	構成員
東青地方支部	青森市	青森市	東青地域県民局長
		東津軽郡	東青地域県民局地域連携部長

西北地方支部	五所川原市	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	西北地域県民局長 西北地域県民局地域連携部長 西北地域県民局県税部長 西北地域県民局地域健康福祉部長 西北地域県民局地域農林水産部長 西北地域県民局地域整備部長 西北教育事務所長
三八地方支部	八戸市	八戸市 三戸郡	三八地域県民局長 三八地域県民局地域連携部長 三八地域県民局県税部長 三八地域県民局環境管理部長 三八地域県民局地域健康福祉部長 三八地域県民局地域農林水産部長 三八地域県民局地域整備部長 八戸工業用水道管理事務所長 三八教育事務所長
中南地方支部	弘前市	弘前市 黒石市 平川市 南津軽郡 中津軽郡	東青地域県民局県税部長 東青地域県民局環境管理部長 東青地域県民局地域健康福祉部長 東青地域県民局地域農林水産部長 東青地域県民局地域整備部長 東青教育事務所長 中南地域県民局長 中南地域県民局地域連携部長 中南地域県民局県税部長 中南地域県民局環境管理部長 中南地域県民局地域健康福祉部長 中南地域県民局地域農林水産部長 中南地域県民局地域整備部長 中南教育事務所長

上北地方支部	十和田市	十和田市	上北地域県民局長
	三沢市		上北地域県民局地域連携部長
	上北郡		上北地域県民局県税部長
			上北地域県民局地域健康福祉部長
			上北地域県民局地域農林水産部長
			上北教育事務所長
下北地方支部	むつ市	むつ市	下北地域県民局長
		下北郡	下北地域県民局地域連携部長
			下北地域県民局環境管理部長
			下北地域県民局健康福祉部長
			下北地域県民局地域農林水産部長
			下北地域県民局地域整備部長
			下北教育事務所長

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第七号

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表の特別休暇の項中「第八条の第二項」を「第八条の第三項」に、「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了」に改め、同表の備考一中「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了」に改める。

附 則

- この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の日前に使用された改正前の青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程別表に規定する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇については、改正後の青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程別表に規定する義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇として使用されたものとみなす。

青森県訓令甲第八号

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県知事 三 村 申 吾

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

5 所属長は、当該所属所に係る産業医の業務に関する次に掲げる事項を、常時職場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること等の方法により、職員に周知しなければならぬ。

一 産業医の業務の具体的な内容

二 産業医に対する健康相談の申出の方法

三 産業医による職員の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

第十七条第一項第二号中「第六十六条の八第一項」の下に「及び第六十六条の八の二第一項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第四項中「定める」を「掲げる」に改め、「勧告し」の下に「、若しくは意見を述べ」を加え、同条中第六項を第十項とし、第五項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 産業医は、第十九条第二項に規定する安全衛生委員会又は同条第三項に規定する衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第十七条第四項の次に次の三項を加える。

5 産業医は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、総括安全衛生管理責任者、総括安全衛生管理者、総括衛生管理者又は所属長の意見を求めなければならない。

6 産業医は、第一項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集することができる。

7 産業医は、第一項各号に掲げる事項を実施する場合において、職員の健康を確保するため緊急の必要があるときは、職員に対して必要な措置をとるべきことを指示することができる。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

序 中 一 般

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県青少年行政連絡会議規程（昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「商工政策課長」の下に「地域産業課長」を加え、「国際経済課長」を「誘客交流課長」に改める。

別表第二中「地域課長、少年課長」を「少年女性安全課長、地域課長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表企画政策部の項中

世界文化遺産登録推進班	世界文化遺産登録推進室長
世界文化遺産登録推進班	世界文化遺産登録推進室長
国民スポーツ大会準備班	国民スポーツ大会準備室長

を
に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森 青森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
---------------------------------------	---	--------------------------------